

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和3年5月6日
 代表社員 所長 石田 洋祐

ゴールデンウィークは各地で人出が多くあつたようです。感染は収まらず、まだまだ我慢の時間が続きそうです。

歳月人を待たずとはこのことでしょう。大嶋良弘前所長が亡くなって早いもので1年が経とうとしています。従業員一丸で前所長の穴を埋めんと一心不乱に仕事に専念して参りました。まだまだ取り組まなければならない事が山ほどありますが、これもひとえに皆様のご愛顧のおかげです。心からの感謝を申し上げます。

●所得拡大促進税制の見直しについて（令和3年度税制改正）

（1）制度の概要

前年度と比較して、従業員給与が一定額増加した場合に税額控除の適用が受けられます。

（2）改正点（通常措置のほか上乗せ措置がありますが、割愛します。）

		改正前（継続雇用者の給与等で判定）	改正後（給与等の総額で判定）
通常	要件	継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	雇用者給与等支給額（※1）が前年度比1.5%以上増加
措置	控除税額	給与等支給増加額×15%	控除対象給与等支給増加額（※2）×15%

※1 雇用調整助成金等を控除しない。

※2 雇用調整助成金等を控除して計算したものを限度とする。

（3）ポイント・・・下記のとおり利用しやすくなりました。

・要件の判定をする場合に、雇用調整助成金等の額を控除しないこととなったためコロナ禍でも適用の可能性が出てきました。

・これまでは従業員のうち一定の者（継続雇用者）の給与で判定していましたが、従業員給与全体で判定することとなりました。

以上